

【資料 1】

羽曳野市地域密着基盤整備推進委員会への諮問について  
(指定介護予防支援事業者の指定)

諮問事項

○指定介護予防支援事業者の指定をすることについての意見聴取

羽曳野市中圏域地域包括支援センターの設置者から提出された指定介護予防支援事業者の指定申請について、指定基準省令及び条例に基づく審査を経て指定することについて意見を伺います。

○諮問対象事業者及びサービス種類

1	事業予定者（法人名）	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団
	サービスの種類	指定介護予防支援
	事業開始予定日	令和 5 年 4 月 1 日
	事業所開設予定地	羽曳野市学園前 6 丁目 1 番 1 号
	日常生活圏域	中圏域

※指定基準省令：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）

※条例：羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 30 年 3 月 28 日羽曳野市条例第 12 号）

## (参考) 諮問の法的根拠

### 介護保険法 (抄)

(指定介護予防支援事業者の指定)

第 115 条の 22 1～3 略

4 市町村長は、第 58 条第 1 項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

### 羽曳野市高年いきいき条例 (抄)

(介護保険等推進協議会)

第 14 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 138 条の 4 第 3 項に規定する市長の附属機関として、羽曳野市介護保険等推進協議会 (以下「協議会」という。) を置く。

(所掌事務)

第 15 条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(3) 略

(4) 介護保険法第 115 条の 22 第 4 項の規定に基づく審議及び意見具申

### 羽曳野市介護保険等推進協議会規則 (抄)

(委員会)

第 7 条 協議会に次の各号に掲げる委員会 (以下「委員会」という。) を置き、それぞれ当該各号に定める事務を所掌させる。

(1) 略

(2) 羽曳野市地域密着基盤整備推進委員会 条例第 15 条第 3 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる事務